

石川県獣医師確保修学資金給付事業実施要領

第1 目的

近年国民の食の安全に対する意識が高まる中で、畜産農家における家畜伝染病の発生及びまん延防止を図ることは重要となっている。そのためには家畜防疫員となる石川県職員として勤務する獣医師の確保が必要であるが、ペットブーム等の影響もあり獣医師の確保が困難となっている。

このため、食料安全保障確立対策事業実施要領（平成 28 年 3 月 29 日付け 27 消安第 6184 号農林水産事務次官依命通知）の別表の畜産安全対策事業の獣医療提供体制整備推進総合対策事業のうち、獣医師養成確保修学資金給付事業を事業実施主体が実施するに当たり、共同負担者として獣医系大学において獣医学を専攻し、将来産業動物獣医師を志す学生を対象に、修学資金を給付することにより、本県の農林水産部で家畜防疫員として勤務する獣医師（以下「農林水産部獣医師」という。）を安定的に確保することを目的とする。

第2 事業実施主体等

本事業の事業実施主体は、公益社団法人石川県獣医師会（以下「獣医師会」という。）又は公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）とする。

また、本事業の共同負担者は、石川県とする。

第3 事業内容

この給付事業は、本県の農林水産部獣医師を確保するため、学校教育法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号）に規定する大学が設定する地域枠等の特別選抜枠のうち、共同負担者の推薦を受けた者のみを対象とした入学試験枠の試験（以下「地域枠」という。）に合格し、獣医学を専攻する予定であって、学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校の後期課程の最高学年に在籍する生徒若しくは既卒者（高等学校卒業後 1 年目までとする。以下「高校生等」という。）又は大学において獣医学を専攻する学生（以下「獣医学生」という。）のいずれかを対象とし、次の条件に該当する場合に、次の期間について修学資金を給付するものとする。

1 修学資金給付の条件

- （1）獣医学を専攻する予定の高校生等又は獣医学生であって、将来、獣医師免許取得後、本県の農林水産部獣医師として従事しようとする者であること。
- （2）公益社団法人石川県獣医師会獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程細則（平成 26 年 4 月 28 日付け石獣発第 17 号、以下「獣医師会細則」という。）に基づき、獣医師会と修学資金の給付に関する契約を締結した者又は、獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程細則（令和 3 年 6 月 1 日付け 3 年度発中畜第 1118 号、以下「中央畜産会細則」という。）に基づき、中央畜産会と修学資金の給付に関する契約を締結した者（以下「獣医修学生」という。）であること。

(3) 高校生等又は獣医学生が獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 消安第 10244 号消費安全局長通知、以下「実施規程」という。）第 4 の 3 の規程による次の各号の一に該当しないこと。

ア 退学すること。

イ 獣医学以外を専攻すること（高校生等を除く）。

ウ 心身の故障のため修学の見込みがなくなつたと認められること。

エ 学業成績又は性行が著しく不良となつたと認められること。

オ その他修学資金の給付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められること。

(4) 獣医師国家試験の受験資格を取得した日から 2 年以内に獣医師免許を取得すること。

(5) 獣医師免許を取得後、1 年以内又は第 8 に規定する返還債務の履行の猶予の限度内に本県の農林水産部獣医師として就業すること。

(6) 第 8 に規定する返還金の返還債務の履行の猶予の限度を超えて家畜衛生等に関する技術協力で海外に派遣されないこと。又は就業予定先の都合（人事異動も含む）により農林水産部獣医師としての業務以外の業務に従事しないこと。

(7) 獣医師免許を取得後、修学資金給付期間（第 3 の 3 の給付の休止に係る期間を除く。以下同じ。）に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める係数を掛けた期間（最大 10 年間）以上、農林水産部獣医師として従事すること。

ア 修学資金の給付月額が 12 万円以下の給付期間 2 分の 3

イ 修学資金の給付月額が 12 万円を超える給付期間 3 分の 5

2 給付期間

修学資金の給付期間は、獣医修学生と給付に関する契約を締結した日の属する年度内とする。ただし、獣医学生を対象とする修学資金については、当該事業が継続する限りにおいて、獣医修学生が獣医師国家試験の受験資格を取得する年度内までを限度として、契約を更新することができる。

3 給付の休止

獣医師会又は中央畜産会は、獣医学生である獣医修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の給付を行なわないものとする。この場合においてこれらの月の分として既に給付された修学資金があるときは、その修学資金は、当該獣医修学生が復学した日の属する月の翌月以後の月の分として給付された者とみなす。

また、獣医学生である獣医修学生が留年したときも同様とする。

4 給付の終了

獣医師会又は中央畜産会は獣医修学生が実施規程第 4 の 5 の規定による次の各号の一に該当したときは、当該事由の発生した日の属する月の翌月に給付を終了する。

(1) 修学資金の給付を受けることを辞退したとき。

(2) 死亡したとき。

第4 獣医修学生希望者の募集及び事業の実施方法等

1 高校生等を対象とする修学資金

- (1) 県は、新規獣医修学生の募集を行う場合、獣医修学生募集要望書（別記様式第1号）を作成し、獣医師会又は中央畜産会へ提出する。
- (2) 県は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の目的、内容等の周知等を行うものとする。
- (3) 県は第3の対象者に対して、本事業の給付希望者の募集を行う。
- (4) 県は、本事業の給付希望者に対して、選考試験を実施し、石川県獣医師確保修学資金給付事業（高校生等対象）修学資金給付者選考委員会において、修学資金給付候補者（地域枠推薦者）を決定する。選考試験実施要領は別に定める。
- (5) 修学資金給付候補者は、入学を希望する地域枠を受験し、合格後に、石川県獣医師会又は中央畜産会と条件付き給付契約を結ぶ。

2 獣医学生を対象とする修学資金

- (1) 県は、新規獣医修学生の募集を行う場合、獣医修学生募集要望書（別記様式第1号）を作成し、獣医師会へ提出する。
- (2) 県は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の目的、内容等の周知等を行うものとする。

第5 修学資金給付者選定の協議

- 1 獣医師会は、修学資金の給付を受けようとする者から、獣医師会細則に基づく「獣医師養成確保修学資金給付申請書」の提出があり、当該申請者に修学資金を給付することが適当であると認めるときには、獣医師確保修学資金給付申請の協議について、申請書とともに次に掲げる書類又はその写しを添えて知事に提出する（別記様式第2号）。

（提出書類）

- ア 学長又は学部長の推薦書
- イ 健康診断書
- ウ 修学資金の給付を受ける学年の前学年における学業成績証明書（当該年度の新規の大学入学者については、入学許可証又は在学証明書の写し）（獣医学生を対象とする修学資金の場合）
- エ 主たる家計支持者1人の所得証明書又は源泉徴収票の写し
- オ 大学合格証の写し（高校生等を対象とする修学資金の場合）
- カ 県選考試験合格証明書の写し（高校生等を対象とする修学資金の場合）
- キ 大学への納付金額を記載した書類（振込用紙等）（高校生等を対象とする修学資金の場合）
- ク 知事が必要と認めるもの

- 2 知事は、協議結果について獣医師会へ通知しなければならない（別記様式第3号）。

第6 修学資金の給付額

1 修学資金の給付額

高校生等を対象とする修学資金給付額は大学入学前に納付する費用（入学金、1年次前期授業料、実習費等）を対象とし、175万円以内とする。

獣医学生を対象とする修学資金給付額は1人当たり月額10万円（私立大学における獣医学生については、1人当たり月額18万円）を上限とする。

給付額は、獣医修学生、獣医師会又は中央畜産会及び石川県の協議により決定するものとする。

2 県の負担方法

（1）獣医師会が事業実施主体の場合

前項で定める給付額のうち、事業実施主体が2分の1以内を負担し、県はその残額を共同負担者として負担するものとし、石川県補助金交付規則（昭和34年7月20日規則第29号）第4条に規定する補助金交付申請書は別記様式第5号、同規則第13条に規定する事業実績報告書は別記様式第8号のとおりとする。

（2）中央畜産会が事業実施主体の場合

前項で定める給付額のうち、事業実施主体が2分の1以内を負担し、県はその残額を共同負担者として負担するものとし、県は当該事業に係る負担金について、中央畜産会からの負担金請求に基づき、中央畜産会が指定する振込先に納付する。

3 修学資金の給付方法

（1）獣医師会又は中央畜産会は、修学資金の給付を受ける者との間で修学資金の給付契約を締結して行うものとする。

（2）（1）の契約書には、修学資金の給付月額、給付期間、契約の解除、給付の休止、返還、返還金、加算金、返還猶予、返還免除、延滞利子、連帯保証人等に関する要件を備えなければならない。

（3）獣医師会又は中央畜産会は、修学資金に関する契約を締結した場合には、契約書の写しを知事に提出するものとする。

第7 修学資金の返還

1 獣医師会又は中央畜産会は、獣医修学生が、第3の1に違反したとき又は、第3の4の（1）に該当したときは、給付に関する契約を解除し、給付した修学資金を返還させるものとする。返還に当たっては、実施規程により算出される額の修学資金及び加算金（以下「返還金」という。）を徴収するものとする。

2 獣医師会又は中央畜産会は、獣医修学生に返還請求を通知した日から6か月以内に返還金を返還させるものとする。ただし、災害、疾病その他やむを得ない理由により返還金を返還することが困難であると認められるときは、3年を限度として返還金の返還を猶予することができる。

第8 返還金の返還債務の履行猶予

獣医師会又は中央畜産会は、修学資金の給付を受けた者が実施規程第4の8の規程による次の各号の一に該当するに至ったときは、累積3年（（3）にあつては、当該事由が継続する間）を限度として、返還金の返還の債務の履行を猶予することができる。この場合において、猶予期間は、第3の1の（7）に規定する農林水産部獣医師として従事した期間に算入しない。

- （1）家畜衛生等に関する技術協力で海外に派遣されることとなったとき。
- （2）本県の都合（人事異動も含む。）により一時的に農林水産部獣医師としての業務以外の業務に従事することになったとき。
- （3）災害、疾病、出産、育児、介護その他やむを得ない理由により農林水産部獣医師としての業務に従事できないとき。

第9 延滞利子

獣医師会又は中央畜産会は、修学資金の給付を受けた者が、正当な理由がなく返還すべき金額を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した額の延滞利子を徴収するものとする。

第10 返還金の処理

獣医師会又は中央畜産会は、修学資金の給付を受けた者から、修学資金の全部又は一部の返還があつた場合には、速やかに知事に対し、当該修学資金に占める県の負担の割合の持分に応じて返戻するものとする。

第11 返還の免除

獣医師会又は中央畜産会は、獣医修学生が次の各号の一に該当するに至ったときは、第7の規定にかかわらず、返還金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- （1）死亡、事故又は心身の故障のため、農林水産部獣医師として業務に従事することができなくなったとき。
- （2）県のやむを得ない事情により、農林水産部獣医師として業務に従事することができなくなったとき。

第12 連帯保証人

修学資金の給付を受けようとする者は、連帯保証人（獣医修学生と連帯して契約の条件の不履行により生じる獣医修学生の債務を負担する者（自然人に限る。）をいう。以下同じ。）を立てなければならない。なお、連帯保証人は2人とし、獣医修学生に父又は母があるときは、連帯保証人のうち1人は父又は母でなければならない。

第 13 報告

1 獣医師会

- (1) 獣医師会は、修学資金の給付を受けた者から契約に基づく業務従事期間満了の確認申請があった場合にはこれを確認し、従事期間満了確認通知書（別記様式第 4 号）により知事に報告するものとする。
- (2) 獣医師会は、次の各号の一に該当するに至ったときは、速やかに知事に関係書類の写しを添付して報告するものとする。
 - 一 給付契約の解除又は給付を休止したとき
 - 二 修学資金の返還を請求したとき
 - 三 修学資金の返還を免除したとき
 - 四 修学資金の返還を猶予したとき
 - 五 その他契約書に定めるとき

2 中央畜産会

- (1) 中央畜産会は、修学資金の給付を受けた者から契約に基づく業務従事期間満了の確認申請があった場合にはこれを確認し、中央畜産会細則別記様式により知事に報告するものとする。
- (2) 県は中央畜産会に対し、下記の場合に関係書類の提出を求めることができる。
 - 一 給付契約の解除又は給付を休止したとき
 - 二 修学資金の返還を請求したとき
 - 三 修学資金の返還を免除したとき
 - 四 修学資金の返還を猶予したとき
 - 五 その他契約書に定めるとき
 - 六 県が中央畜産会と協議のうえ、必要であると認めたとき

第 14 帳簿等の整備保管等

獣医師会又は中央畜産会は、本事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとする。また、その保管期間は獣医修学生が就業先で従事期間が満了するまでとする。

知事は、この要領に定めるもののほか、事業の実施及び実績について、必要に応じ、獣医師会又は中央畜産会に対し調査または報告を求めることができるものとする。

第 15 その他

この事業の実施にあたっては、食品の安全・消費者の信頼確保対策事業関係補助金等交付要綱（平成 28 年 3 月 29 日付け 27 消安第 6176 号農林水産事務次官依命通知）及び畜産安全対策事業の運用について（平成 20 年 4 月 22 日付け 19 消安第 15124 号消費・安全局長通知）並びに実施規程及び石川県補助金交付規則（昭和 34 年 7 月 20 日規則第 29 号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

また、その他この事業の実施に必要な事項については、関係機関で協議して別に定める。

附 則（平成 26 年 6 月 4 日 農安第 510 号）

この要領は、平成 26 年 6 月 4 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日 農安第 214 号）

この要領は、平成 27 年度の石川県獣医師確保修学資金貸与事業から適用する。

なお、平成 26 年度までの時点で修学資金の貸与契約を締結している者については、従前の要領の定めるところに従うものとする。

附 則（平成 30 年 4 月 5 日 農安第 113 号）

この要領は、平成 30 年度の石川県獣医師確保修学資金貸与事業から適用する。

なお、平成 29 年度までの時点で修学資金の貸与契約を締結している者についても、本要領の定めるところに従うものとする。

附 則（平成 30 年 6 月 1 日 農安第 775 号）

この要領は、平成 30 年度の石川県獣医師確保修学資金貸与事業から適用する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日 農安第 77 号）

この要領は、平成 31 年度の石川県獣医師確保修学資金貸与事業から適用する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日 畜産第 123 号）

この要領は、令和 2 年度の石川県獣医師確保修学資金貸与事業から適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 3 日 畜産第 2207 号）

この要領は、令和 2 年度の石川県獣医師確保修学資金貸与事業から適用する。

附 則（令和 3 年 7 月 9 日 畜産第 722 号）

この要領は、令和 3 年度の石川県獣医師確保修学資金給付事業から適用する。

なお、本要領の一部改正の施行前に締結した従前の契約については、本要領に基づく契約として読み替えるものとする。

附 則（令和 4 年 2 月 14 日 畜産第 1882 号）

この要領は、令和 3 年度の石川県獣医師確保修学資金給付事業から適用する。

なお、本要領の一部改正の施行前に締結した従前の契約については、本要領に基づく契約として読み替えるものとする。

附 則（令和 6 年 7 月 8 日 畜産第 933 号）

この要領は、令和 6 年度の石川県獣医師確保修学資金給付事業から適用する。

なお、本要領の一部改正の施行前に締結した従前の契約については、本要領に基づく契

約として読み替えるものとする。

附 則（令和 7 年 5 月 13 日 畜産第 282 号）

この要領は、令和 7 年度の石川県獣医師確保修学資金給付事業から適用する。

なお、本要領の一部改正の施行前に締結した従前の契約については、本要領に基づく契約として読み替えるものとする。

別記様式第 1 号

年度 獣医修学生募集要望書

第 号
年 月 日

公益社団法人 石川県獣医師会
会 長 様

石川県知事 印

獣医師確保修学資金給付事業において、当石川県は 年度に下記のとおり新規獣
医修学生の採用を希望するので、よろしくご配慮いただきたい。

記

1 新規獣医修学生希望人数 名

別記様式第 2 号

第 号
年 月 日

石川県知事 様

公益社団法人 石川県獣医師会
会 長

年度獣医師確保修学資金給付者計画書の協議について

公益社団法人石川県獣医師会獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程細則（平成 26 年 4 月 28 日付け石獣発第 17 号）の 7 及び石川県獣医師確保修学資金給付事業実施要領（平成 26 年 6 月 4 日付け農安第 510 号）の第 5 に基づき、標記計画書について協議します。

別記様式第 3 号

第 号
年 月 日

公益社団法人 石川県獣医師会
会 長 様

石川県知事

印

年度獣医師確保修学資金給付者計画書について

年 月 日付 第 号で協議のあった標記の件については、異議があり
ません。

別記様式第4号

従事期間満了確認通知書

第 号
年 月 日

石川県知事 様

公益社団法人 石川県獣医師会
会 長

このことについて、 年 月 日付で から申請があり、申請のとおり農林水産部獣医師として業務に従事したことを確認したので通知します。

第 号
年 月 日

石川県知事 様

金沢市才田町戊 3 2 4 - 3
公益社団法人 石川県獣医師会
会 長

年度石川県獣医師確保修学資金給付事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり石川県獣医師確保修学資金給付事業を実施したいので、補助金 円を交付されたく、石川県補助金交付規則（及び石川県獣医師確保修学資金給付事業実施要領）の規定により関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分 (別紙第 1 のとおり)
- 3 事業計画の概要 (別紙第 2 のとおり)
- 4 事業実施期間 着手予定 年 月 日
 完了予定 年 月 日
- 5 収支予算 (別紙第 3 のとおり)
- 6 その他

第 号
年 月 日

公益社団法人 石川県獣医師会
会 長 様

石川県知事

印

年度石川県獣医師確保修学資金給付事業補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号で申請のあった石川県獣医師確保修学資金給付事業補助金については、石川県補助金交付規則及び石川県獣医師確保修学資金給付事業実施要領の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知する。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付 第 号で申請のあった補助金交付申請書に記載の事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。
ただし、補助事業の内容が変更された場合の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 補助事業の実施及びこれに対する補助金の交付については、次の条件に従わなければならない。
 - (1) 補助事業に係る収入支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を永年保管しなければならない。
 - (2) 補助事業が完了したときは、事業実績報告書を補助事業の完了した日から起算して 30 日以内もしくは 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに提出しなければならない。
 - (3) 石川県補助金交付規則第 6 条第 1 項第 1 号中の「知事が定める軽微な変更」とは次に掲げる変更以外の変更とし、軽微な変更以外の変更を行うときは、知事の承認を得なければならない。
 - ① 総事業費の 20 % を超える増減
 - ② 事業の内容及び事業計画の概要に関する変更

- (4) 事業実施主体は、事業の実績に応じ、補助金の額の8割を超えない金額について、概算払い請求することができることとする。
- (5) その他補助事業の実施にあたっては、食品の安全・消費者の信頼確保対策事業関係補助金等交付要綱、石川県補助金交付規則及び石川県獣医師確保修学資金給付事業実施要領の定めるところによる。
- (6) 前各号の条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

第 号
年 月 日

石川県知事 様

金沢市才田町戊324-3
公益社団法人 石川県獣医師会
会 長

年度石川県獣医師確保修学資金給付事業 $\left(\begin{array}{c} \text{変更} \\ \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right)$ 承認申請書

年 月 日付 第 号により補助金交付決定の通知があった石川県獣医師確保修学資金給付事業を下記のとおり（変更・中止・廃止）したいので、承認されたく、石川県補助金交付規則（及び石川県獣医師確保修学資金給付事業実施要領）の規定により申請いたします。

記

1 変更・中止・廃止 の理由

2 補助金額	変更前の額	円
	変更後の額	円
	差引(追加・減額)申請額	円

3 変更の内容

（注）変更前及び変更後の事業の内容及び経費の配分を比較対照できるよう補助金交付申請書の様式により変更前を赤字または（ ）書で2段書すること。

第 号
年 月 日

石川県知事 様

金沢市才田町戊 3 2 4 - 3
公益社団法人 石川県獣医師会
会 長

年度石川県獣医師確保修学資金給付事業実績報告書

年 月 日付 第 号により補助金交付決定の通知があった石川県獣医師確保修学資金給付事業を下記のとおり実施したので、石川県補助金交付規則及び石川県獣医師確保修学資金給付事業実施要領の規定により関係書類を添えて報告いたします。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分 (別紙第 4 のとおり)
- 3 事業の概要 (別紙第 5 のとおり)
- 4 事業実施期間 着手年月日 年 月 日
 完了年月日 年 月 日
- 5 収支決算 (別紙第 6 のとおり)
- 6 その他

第 号
年 月 日

石川県知事 様

金沢市才田町戊 3 2 4 - 3
公益社団法人 石川県獣医師会
会 長

年度石川県獣医師確保修学資金給付事業補助金（精算）請求書

年 月 日付 第 号により補助金の額の確定通知があった石川県獣医師確保修学資金給付事業補助金として、下記金額を交付されるよう石川県補助金交付規則（及び石川県獣医師確保修学資金給付事業実施要領）の規定により請求いたします。

記

請 求 額	円
内 訳	
交付決定額	円
(交付済額	円)
(精算請求額	円)
(残 額	円)

第 号
年 月 日

石川県知事 様

金沢市才田町戊 3 2 4 - 3
公益社団法人 石川県獣医師会
会 長

年度石川県獣医師確保修学資金給付事業補助金 概算払
前金払 請求書

年 月 日付 第 号により補助金交付決定の通知があった石川県獣医師確保修学資金給付事業補助金のうち下記金額を（概算払・前金払）で交付されるよう石川県補助金交付規則（及び石川県獣医師確保修学資金給付事業実施要領）の規定により請求いたします。

記

請 求 額	円
内 訳	
交付決定額	円
(交付済額	円)
今回請求額	円
残 額	円

第 号
年 月 日

公益社団法人 石川県獣医師会
会 長 様

石川県知事

印

年度石川県獣医師確保修学資金給付事業補助金額確定通知書

年 月 日付 第 号で実績報告のあった標記補助事業について、下記
のとおり補助金額を確定したので通知する。

記

補助金確定額 金 円

(別記様式第5号中 別紙第1)

事業の内容及び経費の配分

(単位:円)

区分	事業費	負担区分	
		県補助金	自己資金
修学資金給付金			
大学生対象			
国公立: 名分	国公立 (名× 円 ×12か月=)		
私 立: 名分	私立 (名× 円 ×12か月=)		
高校生等対象			
国公立: 名分	国公立 (円) (入学時学納金)		
私 立: 名分	私立 (円) (入学時学納金)		
計			

事業計画の概要

区分	氏名	大学名	区分 (国・公・私)	学年	給付額年額 (月額)
新規修学生 契約者					
新規修学生 契約者 (高校生等)					
契約継続者					
契約継続者					
契約休止者					

収支予算

(1) 収入の部

(単位:円)

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備考
県補助金				
自己資金				
合計				

(2) 支出の部

(単位:円)

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備考
修学資金給付金				
合計				

事業の内容及び経費の配分

(単位:円)

区分	事業費	負担区分	
		県補助金	自己資金
修学資金給付金 大学生対象 国公立: 名分 私 立: 名分 高校生等対象 国公立: 名分 私 立: 名分	国公立 (名 × 円 × 12か月 =) 私立 (名 × 円 × 12か月 =) 国公立 (円) (入学時学納金) 私立 (円) (入学時学納金)		
計			

事業の概要

区分	氏名	大学名	区分 (国・公・私)	学年	給付額年額 (月額)	修学生 番号
新規修学生 契約者						
新規修学生 契約者 (高校生等)						
契約継続者						
契約継続者						

区分	氏名	契約解除理由 (細則 11(1)の一～七)	給付額総額	契約解除 年月日	修学生 番号
契約解除者					

区分	氏名	休止・免除・猶予理由	給付額総額	猶予開始年月日 (猶予期限満了 年月日)	修学生 番号
給付休止者					
返還免除者					
返還猶予者					

区分	氏名	給付額総額 (給付期間)	就業先	就業年月日 (返還免除予定 年月日)	修学生 番号
農林水産部獣 医師となった 者					

収支決算

(1) 収入の部

(単位:円)

区分	本年度決算額	本年度予算額	比較増減	備考
県補助金				
自己資金				
合計				

(2) 支出の部

(単位:円)

区分	本年度決算額	本年度予算額	比較増減	備考
修学資金給付金				
合計				